

青少年育成潮来市民会議規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会議は、青少年育成潮来市民会議と称する。

(事務所)

第2条 この会議の事務所は潮来市役所内におく。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この会議は、青少年の育成に市民すべてが関心をもち、住民総ぐるみの運動を展開し、行政に呼応しあるいは行政に働きかけを行い市民一体となって次代を担う青少年の心身の健全な育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会議は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 青少年がその誇りと責任についての自覚を高めるための諸活動。
- 2 健全な青少年団体及びグループの育成を図り、すべての青少年がこれに参加することを奨励するための諸活動。
- 3 勤労青少年の教育、福祉対策を進めるその生活条件等の改善を促進するための諸活動。
- 4 体育及びレクリエーションを奨励するための諸活動。
- 5 健全育成施設の整備を促進するための諸活動。
- 6 家庭教育、学校教育、社会教育の緊密な連携を図るための諸活動。
- 7 家庭の健全化を図るための諸活動。
- 8 青少年の非行防止のための諸活動。
- 9 社会環境の浄化を図るための諸活動。
- 10 その他この会議の目的を達成するために必要な事業。

第3章 組 織

(組 織)

第5条 この会議は、青少年育成運動に寄与する市内の各種団体及びこの会議の目的に賛同する市民をもって組織する。

第4章 役 員

(役 員)

第6条 この会議に次の役員をおく。

- | | |
|--------|--------|
| 1 会長 | 1 名 |
| 2 副会長 | 若干名 |
| 3 理事長 | 1 名 |
| 4 副理事長 | 若干名 |
| 5 理事 | 35 名以内 |
| 6 監事 | 2 名 |

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- 3 理事長は、会長の命を受けて会務を執行し、理事会を招集し、議長となる。
- 4 理事は、理事長の命を受けて会務を執行し、本会事業の企画、運営にあたる。
- 5 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(広報委員会)

第17条 広報委員は、理事の中から選出し会長が委嘱する。

2 広報委員は、機関紙の作成並びに啓発に関する事業を協議し、理事会の承認のもと実施する。

3 広報委員会に広報委員長をおく。委員長は、理事会において選任し、会長が委嘱する。

(表 決)

第18条 総会及び理事会は、出席者の過半数の同意を得て議決する。可否同数のときは会長又は理事長の決するところによる。

第7章 会 計

(経 費)

第19条 この会議の経費は、賛助会費、助成金及び寄付金などをもってあてる。

(賛助会費)

第20条 賛助会費は年額3,000円(1口)とする。

(会計年度)

第21条 この会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第22条 この会議の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会及び総会の議決を得て市長に届け出なければならない。

(収支決算など)

第23条 この会議の収支決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に会長が作成し、事業報告書及び会員の移動状況報告書と共に監事の意見をつけ、理事会及び総会の議決を経て市長に報告しなければならない。

第8章 規約の改正並びに解散

(規約の改正)

第24条 この規約は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得て改正することができる。

(解 散)

第25条 この会議は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得て解散することができる。

第9章 補 則

(施行規則)

第26条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

(役員の選出)

第8条 会長、副会長、監事は、理事会において選任し総会において承認する。

2 理事長並びに副理事長は、理事の互選とする。

3 理事は、各種団体の代表者並びに理事会において選任された学識経験者とする。

(役員の任期等)

第9条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了した後においても後任者が就任するまではその職務を行う。

(推進員)

第10条 本会に推進員を置く。

2 推進員は、別表の団体にて構成する。

3 推進員は、住民の総意の代表者として、会長の諮問に応え、会の活動を推進する。

(顧問)

第11条 この会議に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じる。

第5章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第12条 この会議の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局長及び事務局次長は会長が委嘱する。

3 事務局の職員に関し、必要な事項は別に定める。

第6章 機 関

(機 関)

第13条 この会議に次の機関を置く。

1 総 会

2 理事会

3 広報委員会

(総 会)

第14条 総会は、この会議の最高議決機関であって全会員をもって構成する。ただし、理事会及び推進員の会員をもって総会に代えることができる。

2 総会は、毎年1回以上会長が招集し、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算

(3) その他総会が必要と認めた事項

3 会長は必要事項に応じ臨時総会を招集することができる。

(理事会)

第15条 理事会は、この会議の通常の業務を掌握し、この会議の運営にあたりとともに必要に応じ、軽易な事項を総会に変わって議決する。

2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

3 理事会は、議長を置き、理事長をもってこれにあたる。

4 理事会は、理事長が招集する。

(推進員)

第16条 推進員は、地区青少年育成の中核となり、この運動の推進にあたる。

2 推進員は、別添に定める団体の地区代表とする。

3 地区推進会議会長が招集し、年数回会議を開催し地区事業の推進を図る。